

UDF-ADRセンター報酬規程

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン（以下「ユニオン」という。）UDF-ADRセンター業務規程（以下「業務規程」という）に基づき、UDF-ADRセンター（以下「センター」という。）において実施する民間紛争解決手続（以下「調停手続」という）の業務に関し、センターが調停手続実施者、第三者委員会委員（以下「委員」という。）に対して支払うべき報酬について、その種類、額更には算出方法その他必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、業務規程及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）において使用する用語の例による。

(報酬の種類)

第3条 センターが支払うべき報酬は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 調停手続実施者に対する調停期日日当並びに調停成立報酬
- (2) 委員に対する委員会出席日当並びに調査報酬
- (3) 助言者に対する調停手続実施者からの相談報酬

(調停手続実施者に対する日当・報酬)

第4条 センターは、調停手続実施者に対して調停期日日当並びに調停成立報酬を支払うものとする。

- 2 センターが、調停手続実施者に対して調停期日ごとに支払うべき日当は、10,000円とする。
- 3 センターが、和解が成立したときに、調停手続実施者に対して支払うべき報酬は、当事者がセンターに支払う調停成立手数料の2分の1を調停手続実施者の員数で分割したものとする。
- 4 前項に規定する報酬は、当事者より和解成立手数料がセンターに納付されたのちに支払うものとする。
- 5 センターは、第2項及第3項に規定する日当・報酬を支払うときは、当該日当・報酬から税法等が求める徴収等を行った金額を調停手続実施者に対して支払うものとする。

(委員に対する日当並びに報酬)

第5条 センターは、委員に対して、第三者委員会日当並びに調査報酬を支払うものとする。

- 2 センターが、第三者委員会に出席した委員に支払うべき日当は、10,000円とする。
- 3 センターは、委員が業務規程第6条第5項及び第45条第3項に規定される調査を第三者委員会が開催された日時以外に行ったときは、20,000円の調査報酬を当該調査を実施した委員に支払う。
- 4 センターは、第2項及び前項に規定する日当・報酬を支払うときは、当該日当・報酬から税法等が求める徴収等を行うものとする。

(助言者に対する報酬)

第6条 センターは、業務規程第12条に基づき助言者が調停手続実施者に助言を行ったときは、当該助言者に対して報酬を支払うものとする。

- 2 センターが、助言者に支払うべき報酬は1時間ごとに5,000円とする。
- 3 センターは、前項に規定する報酬を支払うときは、当該報酬から、税法等が求める徴収等を行うものとする。

(交通費)

第7条 センターは、次の各号に挙げる場合に支払われた交通費用実費を支払者に支給する。

- (1) 調停手続実施者が以下のいずれかの場合において交通費を支払ったとき
 - ① 調停期日に出席するため移動したとき
 - ② 業務規程第9条第2項に基づくセンター長からの意見及び示唆を受けるために移動したとき
 - ③ 業務規程第9条第5項に基づく第三者委員会への報告を行うために移動したとき
 - ④ 業務規程第12条に基づく助言を助言者から得るために移動したとき
 - ⑤ 業務規程第25条第5項及び業務規程第27条第2項に基づく弁明を第三者委員会に行うために移動したとき
 - ⑥ 業務規程第31条第1項第1号乃至6号の調査実施のために移動したとき
 - ⑦ 業務規程第41条第4項に認められた手続実施記録閲覧のために移動したとき
- (2) 第三者委員会委員が以下のいずれかの場合において交通費を支払ったとき
 - ① 委員会に出席するため移動したとき

- ② 業務規程第6条第5項に基づくセンター長及び事務担当職員からの報告を受けるため及び調査を実施するために移動したとき
 - ③ 業務規程第9条第5項に基づく報告を調停手続実施者から受けるために移動したとき
 - ④ 業務規程第25条第5項及び業務規程第27条第2項に基づく弁明を手続実施者から受けるために移動したとき
 - ⑤ 業務規程第45条第3項に基づく調査を実施するために移動したとき
 - ⑥ 業務規程第49条第2項に基づく弁明をユニオンの代表理事に行うために移動したとき
- (3) 助言者が以下の場合において交通費を支払ったとき
- ① 業務規程第12条に基づく調停手続実施者への助言をするために移動したとき

(消費税)

第8条 センターが支払う報酬には、消費税及び地方消費税の相当額が含まれるものとする。

(その他)

第9条 センターは、本規程に規定する日当・報酬のほか、センターの運営並びに調停手続のためにセンターが必要と判断し依頼した人員に対して報酬及び交通費を払うことができる。

附則

本規程は、平成23年10月3日、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく法務大臣の認証を取得した日付から施行する。

本規程は、令和6年10月28日から施行する。